

介護保険制度が実施され今年で15年が経過する。介護給付が契約に基づく権利になつた事が影響しているのか、利用者と介護事業者のトラブルは増加している。実際の具体例を挙げる。

- ① 転倒・転落→①脳梗塞で入院** 63歳男性がリハビリで付添いの看護師が離れた間に、看護師の指示に反し立ち上がり椅子ごと転倒した。**② 85歳女性が介護施設内トイレで転倒した。**また、78歳男性がデイケアの送迎バスを下車した直後に転倒した。

② 誤嚥・異食事故→①介護

施設で76歳男性が提供された田楽のコンニャクを喉に入居の81歳男性が夕食を誤嚥した。前記**①②**の例で裁

判所は介護事業者の責任を一部認めただけであった。利用者か事業者か、責任がはつきりしない場合が多いと思われる。

事故が起こった場合は介護サービス事業者の損害賠償責任保険を利用することができるか確認してもらうことが必要である。介護サービスを利用する際は介護事業者の事故対応の確認をすることも非常に大切である。

遺言・相続 成年後見
債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎ 079-561-2050

tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>